

## 重複頻回受診等対策業務 仕様書

### 1 件名

重複頻回受診等対策業務

### 2 目的

重複・頻回受診者及びその家族、重複・多剤服薬者及びその家族に対し、療養上の日常生活指導、受診に関する指導、服薬指導等を行うことにより、被保険者の適正受診や適正服薬を促し、被保険者の健康の保持・増進及び医療費の適正化を図ることを目的とする。

### 3 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

### 4 業務概要

宇和島市は、レセプト等に関するデータを提供し、受託者はデータを用いて重複・頻回受診者及び重複・多剤服薬者の分析及び抽出、受診・服薬情報通知の作成・発送を行う。

また、市の保健師等による訪問指導実施のため、訪問対象者リストを作成し、提出する。業務終了後は、年度内に効果測定報告書を作成し、市へ提出するものとする。

### 5 業務内容

#### (1) データ分析業務

受託者は、市が提供する以下のデータ(①、②)を用いて、重複・頻回受診候補者及び重複・多剤服薬候補者の抽出を行い、市と協議・打合せの上、対象者を選定する。

- ① 医科、DPC、調剤に関するレセプトデータ(直近3ヶ月程度)
- ② 被保険者データ

#### 〈抽出条件〉

- ア 重複受診者：3ヶ月連続して、1ヶ月に同一疾病での受診医療機関が3箇所以上ある者。ただし、医療機関からの紹介や検査のための重複受診は除くものとする。
- イ 頻回受診者：3ヶ月連続して、1ヶ月に同一医療機関での受診が15回以上ある者。ただし、治療上必要な頻回受診は除くものとする。
- ウ 重複服薬者：3ヶ月連続して、1ヶ月に同一薬剤又は同様の効能・効果を持つ薬剤を複数の医療機関から処方されている者。
- エ 多剤服薬者：3ヶ月連続して、1ヶ月に複数の医療機関から、6種類以上の薬剤を処方されている者。

なお、ア～エのうち、精神疾患、悪性新生物、難病に罹患している者は除外する。

#### (2) 通知作成及び発送業務

5の(1)で選定した対象者に対して、効果的な通知物を作成し、対象者に発送する。発送時期は市と協議の上、決定する。

- ① 通知物は、対象者ごとの分析結果に対応した内容とし、市で実施する保健師等による訪問指導についての内容を含むものとする。

② 通知物はフルカラーでの作成とする。

メッセージやイラストのレイアウトについては、委託者による確認を受けた上で通知の発送前に校正を1回以上行うこと。

メッセージの作成にあたっては、通知対象者が保険医療機関や保険薬局のかかりつけ医師・薬剤師に相談することを促す内容及び保険医療機関・保険薬局へ向けた事業内容の説明を入れること。

発送に当たっては市と協議する。

③ 校正、印刷、発送に係る費用は委託料に含める。

④ 受注者は、重複・頻回受診者及び重複・多剤服薬者からの問い合わせに対応するため、電話相談窓口を設置し、個別通知に明記する。

### (3) 訪問指導対象者抽出及びリスト作成業務

受託者は、5の(1)で選定した対象者の中から特に指導が必要と判断される優先順に50人程度抽出し、訪問指導対象者リストを作成する。

受託者は、保健師等の訪問指導を実施する上で必要なレセプト情報等と一緒にリストを提出する。

なお、医薬品名については、薬効分類及び効能効果についての情報を明記すること。

また、対象者の抽出条件となった受診状況及び服薬状況について、該当する箇所に色または記号を使用し、わかりやすく明記すること。

### (4) 効果測定報告書の作成業務

通知書発送・保健師等による訪問指導後に発生するレセプトを用いて通知対象者の通知前と通知後の医療機関受診状況及び服薬状況、医療費の変化を分析し、事業実施による効果を検証し、年度内に効果測定報告書を作成すること。

なお、事業実施後の効果検証ではどの対象者が改善したか分かるように報告書を作成すること。

## 6 予定人数

重複・頻回受診候補者の抽出数	約	200人
重複・多剤服薬候補者の抽出数	約	250人
通知発送対象者数の上限	約	450人
訪問指導候補者の抽出数	約	50人
訪問対象者数の上限	約	20人

## 7 個人情報保護等

### (1) 個人情報の取扱い、守秘義務等

業務実施者は、事業の実施に伴い提供された個人情報及び事業を行うにあたり知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。業務実施終了後においても同様とする。

### (2) データ等の返還義務

ア 受託者は本契約が終了したとき、又はこの契約が変更もしくは解除されたときは、委託者の指示に従い、個人情報、データ等の返却・廃棄等の措置をとらなければならない。

イ 受託者は、受託業務の処理に伴い生じる中間ファイルについては、委託者の指示のあったものを除くほか、速やかに廃棄しなければならない。

ウ データ等の廃棄は、焼却・裁断・データ消去等、当該データが第三者に利用されることのない方法により処理しなければならない。

エ 受託者は、データ等の返却・廃棄等の措置が終了した場合は、委託者の指示に従い、速やかに報告しなければならない。

(3) セキュリティに係る認証の取得

個人情報保護対策の客観的評価のため、この業務を受託するに当たっては、プライバシーマークなどの認証を取得していること。

8 費用の負担

この業務に係る全ての経費（通知文書の作成及び送付等、業務報告に係る必要経費等）は受託者の負担とする。

9 留意事項

- ・受託者は、この仕様書で示す事業について、第三者に委託または譲渡してはならない。
- ・その他、この仕様書に定めることのほか必要な事項については、両者協議のうえ取り決めるものとする。